

加古川市立学校学習者用端末貸与規程

令和6年3月22日
教育長決定

(目的)

第1条 この規程は、ICTを活用し、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るため、加古川市立学校に在籍する児童生徒に対する学習者用端末の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習者用端末 市が調達した教育用コンピュータ（充電のために必要な付属品を含む。）
- (2) 貸与対象者 加古川市立学校に在籍する児童生徒（加古川市立の特別支援学校の幼稚部に在籍する児童を除く。）

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、学習者用端末とする。

(貸与期間)

第4条 貸与物品を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、貸与した日から在籍する加古川市立学校の校長（以下「校長」という。）が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、貸与物品を貸与された者が第2条の要件に該当しなくなったときは、貸与期間は終了する。

(貸与に係る費用)

第5条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

- 2 学校外における貸与物品の充電に係る費用は、貸与対象者の親権者、未成年後見人又は貸与対象者を現に養育している者（以下「保護者等」という。）が負担するものとする。
- 3 学校外の場所におけるインターネット通信に係る費用は、貸与対象者の保護者等が負担するものとする。ただし、学習者用端末に付属する地域BWAのSIMカードを使用した通信（地域BWAの電波が受信できないため代替手段によるものを含む。）に係る費用は、無償とする。

(同意書の提出等)

第6条 貸与物品の貸与を受けようとする貸与対象者の保護者等は、加古川市立学校学習者用端末貸与申請書兼同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の同意書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、貸与物品を貸与するものとする。

(管理)

第7条 校長は、前条第2項の規定により貸与物品を貸与したときは、貸与物品の貸与状況を明らかにするために台帳を備えなければならない。

- 2 前項の台帳は、校務支援システムに記録するものとする。

(貸与物品の取扱い)

第8条 第6条第2項の規定により貸与物品の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸与物品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 使用者は、校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
 - 3 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を第三者（使用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を使用し、使用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (5) その他貸与物品の貸与の目的に反する行為を行うこと。
- (亡失又は損傷の報告)

第9条 使用者は、貸与物品を亡失し、又は損傷したときは、校長に対し、速やかに報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、亡失又は損傷の事由が使用者の故意によるものと認められるときは、貸与物品の原状復旧に要する費用は、使用者の負担とする。
- (損害賠償)

第10条 使用者は、貸与物品の使用にあたり、使用者の責めに帰すべき理由により市、市教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

- 2 貸与物品の使用にあたり、使用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び市教育委員会は、その責任を負わないものとする。
- (貸与期間中の返却)

第11条 校長は、第4条の貸与期間中であっても次に掲げる事由に該当するときは、使用者に貸与物品の返却を求めることができる。

- (1) 使用者が長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 使用者が在籍する加古川市立学校の児童生徒でなくなったとき。
- (3) 使用者が第8条の規定に違反したとき。
- (4) その他貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第12条 使用者は、貸与期間終了日までに、校長に対し、貸与物品を返却しなければならない。

- 2 使用者が、貸与期間終了日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、使用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第13条 使用者の保護者等は、この規程に基づき使用者が負担すべき一切の債務について連帯して保証しなければならない。

(施行細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育指導部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに既に学習者用端末の貸与を受け、施行日以後も引き続き当該学習用端末を使用する貸与対象者の保護者は、令和6年4月30日までに第6条第1項の同意書を提出しなければならない。